

## あさお区民まつり補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域の活性化及び区民の連帯を深めることを目的として、区民が主体となって企画立案、実施するあさお区民まつり（以下「区民まつり」という。）を支援するために、あさお区民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、区民まつりの運営に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、補助金とは、実行委員会が実施する次の事業に対して、市長が交付するものをいう。

- (1) 区民まつりの周知を図るために要する事業
- (2) 会場の設営、運営に要する事業
- (3) その他、区民まつりの実施に係る諸事業

### (交付の申請)

第3条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及びその代表者名
- (2) 事業等の目的及び内容
- (3) 事業等の経費の配分及び使用方法、事業等の完了の予定日その他事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする事業の内容と各事業費及び補助金の申請額
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前項の申請書は区民まつり開催日の1ヶ月前までに市長に提出しなければならない。

### (補助決定及び決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の書類及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容を書面により実行委員会に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助決定にあたり、必要と認める時は、条件を付することができる。

### (補助金の交付)

第5条 市長は、補助金を一括で概算払いにより交付するものとする。

### (交付決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の使用内容が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号)第2条に規定する暴力団の活動を助長し、又は運営に資する恐れがあると認められるとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付したその他法令に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(5) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第8条 実行委員会は、補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

3 市長は、必要があるときは、実行委員会に対し、前項の書類の提出を求めることができる。

(実績報告)

第9条 実行委員会は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果及び補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書を書面により、3ヶ月以内に市長に提出しなければならない。

2 実行委員会は、収支計算により剰余金が生じた場合は、補助金との差額を市に返還するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、麻生区長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年5月2日から施行する。

2 この改正要綱は、平成17年5月31日から施行する。

3 この改正要綱は、平成26年8月29日から施行する。